

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年11月15日
【会社名】	株式会社ショクブン
【英訳名】	SHOKUBUN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 瀬 公
【本店の所在の場所】	名古屋市守山区向台三丁目1807番地
【電話番号】	052(773)1011 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 小 川 典 秀
【最寄りの連絡場所】	名古屋市守山区向台三丁目1807番地
【電話番号】	052(773)1011 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務部長 小 川 典 秀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 418,355,750円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	931,750株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株です。

- (注) 1 平成23年11月15日(火)開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	931,750株	418,355,750	
一般募集			
計(総発行株式)	931,750株	418,355,750	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
449		1株	平成23年 12月1日(木)		平成23年 12月2日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
- 3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ショクブン 総務部	名古屋市守山区向台三丁目1807番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行 名古屋支店	名古屋市中区錦一丁目20番12号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
418,355,750	100,000	418,255,750

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

今回の自己株式の処分により調達した資金使途については、全額を平成24年3月期の長短借入金の返済資金及び社債償還資金の一部に充当することを予定しており、これは有利子負債の増加を抑制し、ひいては当社の財務体質を強化することになりますので、当該資金の使途には合理性があるものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

氏名	川瀬 公
住所	名古屋市千種区
職業の内容	当社代表取締役社長

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社普通株式1,381,769株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年9月30日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由

平成23年9月30日現在、当社は自己株式を931,750株保有しております。

今後の事業展開を鑑み、自己資本を厚くし、借入債務を減額することによる財務改善は、重要事項の一つと判断し、当社の保有する自己株式全株を第三者割当で処分することに決定いたしました。

割当予定先は、当社代表取締役社長として当社の業務拡大、業績向上に対する貢献意欲が強く、当社の企業価値を向上させることに積極的に取り組んでいることから川瀬公を割当予定先といたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 931,750株

e 株券等の保有方針

割当予定先の川瀬公からは長期的に継続して当社株式を保有することを確認しております。

また、当社と割当予定先との間で、本件第三者割当の期日から2年間において、割当予定先が本件第三者割当により取得した当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の川瀬公からは、平成23年11月14日時点で払込に必要な十分な資金を有していることを金融機関預金通帳等の提示を受けることにより確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先の川瀬公が反社会的勢力との関係を一切有していないことにつきましては、外部調査機関の調査結果報告書を取得しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、本件第三者割当による自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日(平成23年11月14日)の直前6ヶ月間(平成23年5月15日から平成23年11月14日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である449円(円未満切捨て)といたしました。当社普通株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された価格を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものと判断したためです。

なお、当該処分価額につきましては、取締役会決議日の直前取引日(平成23年11月11日)の当社普通株式の終値435円に対し、3.22%のプレミアム、同直前営業日の直前1ヶ月間(平成23年10月15日から平成23年11月14日)の終値平均値439円に対しては、2.28%のプレミアム、同直前営業日の直前3ヶ月間(平成23年8月15日から平成23年11月14日)の終値平均値444円に対しては、1.13%のプレミアムとなります。

当該処分価額は、前記のとおり合理的と考えられる算定根拠により決定された価額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、取締役会に出席した監査役3名全員(うち社外監査役2名)からも、当該処分価額は合理的と考えられる算定根拠により決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式処分数931,750株の発行済株式数(11,856,669株、平成23年9月30日現在)に占める割合は7.86%(自己株式処分前の総議決権数10,446個に占める割合は8.91%)と一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、本件は有利子負債の増加抑制となることから、当社の企業価値向上に資するものであり、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的で、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
川瀬公	名古屋市千種区	1,381,769	13.22	2,313,519	20.33
株式会社バロー	岐阜県恵那市大井町180-1	1,848,000	17.69	1,848,000	16.24
ショクブン取引先持株会	名古屋市守山区向台三丁目 1807	1,131,559	10.83	1,131,559	9.94
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目 2-1	396,486	3.79	396,486	3.48
三菱UFJ信託銀行株式 会社(常任代理人 日本マ スタートラスト信託銀行 株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁 目4-5(東京都港区浜松町 二丁目11-3)	158,577	1.51	158,577	1.39
ショクブン社員持株会	名古屋市守山区向台三丁目 1807	147,123	1.41	147,123	1.29
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7-1	145,731	1.39	145,731	1.27
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理 サービス信託銀行株式会 社)	東京都千代田区有楽町一丁 目13-1(東京都中央区晴海 一丁目8-12)	117,394	1.12	117,394	1.03
朝日火災海上保険株式会 社	東京都千代田区神田美土代 町7	113,279	1.08	113,279	0.99
竹新製菓株式会社	愛知県知多市岡田字太郎坊 109-3	101,495	0.97	101,495	0.89
計	-	5,541,413	53.01	6,473,163	56.86

(注) 1 平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2 本件第三者割当の結果、平成23年9月30日現在の当社保有の自己株式931,750株は0株になります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期事業年度）の提出日（平成23年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年11月15日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成23年6月29日開催の当社第35期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3.5円 総額38,588,214円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月30日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役として、久保登及び高橋三二郎を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、平山寛、林一伸及び佐藤浩史を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	7,678	12	4	(注) 1	可決 (90.79%)
第2号議案 取締役2名選任の件					
久保 登	7,651	39	4	(注) 2	可決 (90.47%)
高橋 三二郎	7,651	39	4		可決 (90.47%)
第3号議案 監査役3名選任の件					
平山 寛	7,660	30	4	(注) 2	可決 (90.58%)
林 一伸	7,672	18	4		可決 (90.72%)
佐藤 浩史	7,666	24	4		可決 (90.65%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

2 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期）及び四半期報告書（第36期 第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年11月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年11月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 自己株式の取得等の状況

当社が平成23年6月29日に提出した有価証券報告書(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の内容は添付のとおりであります。なお、当該有価証券報告書提出後、平成23年11月14日までの自己株式の取得及び取得自己株式の処理の状況は以下のとおりであります。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成23年11月14日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成23年7月29日)での決議状況 (取得期間平成23年8月1日~平成23年8月31日)	100,000		55,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月2日	100,000	45,400,000
計		100,000	45,400,000
報告月末現在の累積取得自己株式		100,000	45,400,000
自己株式取得の進捗状況(%)		100.0	82.5

(注) 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成23年11月14日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	11,856,669
保有自己株式数	931,905

(注) 単元未満株式の買取請求による取得株式が含まれております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第36期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月10日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

株式会社ショクブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 平 五

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショクブンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ショクブンの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ショクブンが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

株式会社ショクブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 平 五

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショクブンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ショクブンの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ショクブンが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

株式会社ショクブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 平 五

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショクブンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブンの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社ショクブン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋谷 英 司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 平 五

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショクブンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ショクブンの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月7日

株式会社ショクブン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 洪 谷 英 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 隆 行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ショクブンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ショクブン及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。